

「亜細亜学園学生健康保険互助組合 医療給付金制度」Q&A

「亜細亜学園学生健康保険互助組合」・「医療給付金制度」について

Q1.「亜細亜学園学生健康保険互助組合」とは何ですか？

- A1. 「亜細亜学園学生健康保険互助組合」とは、亜細亜学園生の健康の維持、増進をはかるとともに、病気やケガをした場合の相互救済を目的として、1976 年 4 月 1 日に設立された亜細亜学園独自の組合です。本学への入学と同時に全員が加入し、組合費として入会金(3,500 円)と組合費(年額 500 円)を徴収し運営しています。組合費は、主に医療給付金として皆様に還元しています。

Q2「医療給付金」とはどのような制度ですか？

- A2. 病気やケガで医療機関にかかった場合、現行では基本的に総治療費の 70%が一般社会保険で給付され、残りの 30%は自己負担になります。この自己負担分 30%について、本組合に申請があれば「医療給付金」として組合費より還元する制度です。なお、自己負担割合が 30%以外の方の場合は、30%を上限とした実際の割合での給付となります。

申請期間・申請方法について

Q3.申請期間はどこでわかりますか？

- A3. 申請期間は以下からご確認ください。

- ①学生部学生センター窓口(2 号館 1 階)
- ②亜細亜大学公式サイト「医療給付金制度」ページ
<https://www.asia-u.ac.jp/campuslife/guide/medical-benefit.html>
- ③亜大ポータルキャビネット「医療費給付制度関係書類」

Q4.申請期間を過ぎてしまいましたが申請できますか？

- A4. 申請期間を過ぎた場合は申請できません。

Q5.申請方法を教えてください。

- A5. まずは「医療給付金 確認事項」を必ずお読みいただき、下記書類を申請期間内に提出してください。申請期間は別表「亜細亜学園学生健康保険互助組合 医療費申請期間一覧表」でご確認ください。「医療給付金 確認事項」、「亜細亜学園学生健康保険互助組合 医療費申請期間一覧表」及び下記①③の書類は、大学公式サイト「医療給付金制度（亜細亜学園学生健康保険互助組合）」ページもしくは「亜大ポータル(キャビネット)【学生センター】医療費給付制度関係書類(学生用)」よりダウンロードしてください。郵送申請の場合は、申請期間最終日の消印有効です。

Q6.申請書はどこでもらえますか？

A6. 申請書及び銀行口座登録票は下記から入手してください。

- ①学生部学生センター窓口(2号館1階)
- ②亜細亜大学公式サイト「医療給付金制度」ページ
- ③亜大ポータルキャビネット「医療費給付制度関係書類」

Q7.申請期間が重なっている場合、2か月分を申請書1枚にまとめて記入してもいいですか？

A7. 月が異なる場合は、申請書は月ごとに分けて記入してください。

Q8.以前申請した月の領収書が他にも出てきました。追加申請できますか？

A8. 一度申請した月については、追加できません。

Q9.郵送する際、学生証のコピーは毎回必要ですか？

A9. 窓口での申請時には毎回学生証を提示してもらい本学の学生であることを確認しています。郵送の場合にはそれができないため、毎回学生証のコピーを同封してください。

Q10.郵便で送りましたが届いているか心配です。届いた時に連絡はもらえますか？

A10. 書類受領の連絡はしていません。届いたか心配な場合にはレターパック(ライト)や簡易書留等、追跡できる郵便方法でお送りいただき、各自でご確認ください。

Q11.月をまたいで診療を受けました。郵送申請の場合、申請期間が重なっていても別々の封筒で送らないとだめですか？

A11. 申請書を分けて記入していただければ、同じ封筒に入れてお送りいただいても結構です。

Q12.申請書に支払額の記入欄がありません。給付額はどのように決まるのですか？

A12. 領収書を基に給付額を計算し決定します。

Q13.医療機関に支払った金額が全て戻りますか？

A13. 医療機関に支払った金額の中に「保険適用外の治療」及び「給付対象外」の費用が含まれている場合、その分を差し引いての給付となります。ご提出いただいた領収書を確認し、保険点数から給付対象となる金額を計算し、給付額を決定します。なお、給付上限額(ひと月 80,100 円、年度内 20 万円。歯科はひと月 5,000 円)の範囲内での給付となります。

Q14.入院したときの食事代は保険適用でした。その分も給付されますか？

A14. 食事代は治療費ではないため、保険が適用される場合でも給付対象外です。給付対象外については、「医療給付金確認事項」または「医療給付金申請書」等でご確認ください。

Q15.保険証を忘れて治療を受けた分は給付対象となりますか？

A15. 保険証を忘れた場合、後日医療機関に保険証を提示することで差額分が戻ってくる場合があるため、まずは医療機関にお問合せください。医療給付金については、差額が戻った場合は精算後の領収書で申請してください。差額が戻らなかった場合、保険適用となる 3 割までの給付となります。

Q16.保険適用となる治療用の装具を作りました。給付対象となりますか？

A16. 給付対象となりますが、一般社会保険への申請手続き類のコピーが必要となります。給付額は、費用全体の 3 割となります。なお、装具代も給付上限額に含まれます。

Q17.領収書に受診者氏名がないのですが、申請できますか？

A17. 受診者氏名の記載がない領収書では受付できません。その場合、医療機関で受診者氏名を追加記入及び押印をもらってください。なお、受診者氏名だけではなく、下記「領収書必要項目」のいずれかが抜けている場合も同様に追加記入が必要となります。

〈領収書必要項目〉

①受診者氏名 ②診療年月日 ③保険点数 ④自己負担額(保険適用額) ⑤領収額

※整骨院・接骨院・鍼灸院の場合は、保険点数がなくても他の項目があれば申請可能です。

Q18.歯科給付は対象外だったと思うのですが…？

A18. 平成 17 年度以降は歯科を給付対象外としていましたが、令和 7 年度が亜細亜学園学生健康保険互助組合創立 50 周年にあたるため、その記念事業として歯科給付を再開いたしました。

Q19.令和 7 年 3 月以前の歯科診療分は申請できますか？

A19. できません。

Q20.他の診療科と歯科があります。その場合の給付額はようになりますか？

A20. 歯科がひと月の上限額を超えている場合、歯科治療分 5,000 円とその他の診療科の給付額を合わせた金額を給付します。歯科がひと月の上限額を超えていない場合、歯科もその他の診療科も保険適用額の合計額を給付します。

Q21.「口腔外科」で虫歯の治療を受けました。歯科扱いとなりますか？

A21. 「口腔外科」でも歯の治療の場合は「歯科」扱いとなり、歯科給付上限額である「ひと月 5,000 円」に含みます。

Q22.「歯科」で顎関節症の治療を受けました場合、歯科扱いとなるのでしょうか？

A22. 顎関節症は歯の治療ではないため「歯科以外」の扱いとなり、歯科給付上限である「ひと月 5,000 円」には含まれません。ただし、診療明細書等「顎関節症の治療」ということがわかる書類の提出が必要です。(領収書余白部分に医療機関で治療内容を追記してもらう形でも構いません)

Q23.「矯正歯科」や「審美歯科」は対象となりますか？

A23. 「矯正歯科」「審美歯科」も保険適用額については給付対象となりますが、自由診療の場合は保険適用外のため、給付対象外となります。

Q24.振込先の銀行口座は親名義でも大丈夫ですか？

A24. 学生本人の銀行口座で登録してください。

Q25.web 通帳なので通帳コピーを提出できません。

A25. web 通帳の場合、①カナ名義 ②金融機関名 ③金融機関コード ④支店名 ⑤店番 ⑥預金種類 ⑦口座番号 がわかる部分を印刷して提出してください。上記項目が複数ページにわたる場合には、全て印刷してください。

Q26.キャッシュカードで登録できますか？

A26. キャッシュカードだけでは登録できません。Web 通帳やアプリを使っている場合には、上記 A20. 回答を参考に、全項目がわかる部分を印刷してご提出ください。

Q27.振込手数料はどうなりますか？

A27. 振込手数料を給付額から差し引いて、残りを振込いたします。振込手数料は「医療給付金振込銀行口座登録票」でご確認ください。

[2025 年 3 月 17 日現在]